

令和5年 著作権法 の改正情報

2026年9月20日
Rita特許事務所
野中 剛

令和5年法律第33号「著作権法の一部を改正する法律」
2023年5月17日 成立
2023年5月26日 公布

令和5年 改正情報

改正の趣旨

著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資する

1. 著作物等の利用に関する新たな裁定制度の創設等
 - ①利用の可否に係る著作権等の意思が確認できない著作物等の利用円滑化
 - ②窓口組織(民間機関)による新たな制度等の事務の実施による手続の簡素化
2. 立法・行政における著作物等の公衆送信等を可能とする措置
 - ①立法又は行政の内部資料についてのクラウド利用等の公衆送信等
 - ②特許審査等の行政手続等のための公衆送信等
3. 海賊版被害等の実効的救済を図るための損害賠償額の算定方法の見直し
 - ①侵害品の譲渡等数量に基づく算定に係るライセンス料相当額の認定
 - ②ライセンス料相当額の考慮要素の明確化

1.1.1 著作物等の利用に関する 新たな裁定制度の創設等

利用の可否に係る著作権者等の意思が確認できない著作物等の利用円滑化

- ・未管理公表著作物等を利用しようとする者は、次の各号のいずれにも該当するときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当する額を考慮して文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託して、当該裁定の定めるところにより、当該未管理公表著作物等を利用することができる。(著67条の3 第1項)
 - 一 当該未管理公表著作物等の利用の可否に係る著作権者の意思を確認するための措置として文化庁長官が定める措置をとったにもかかわらず、その意思の確認ができなかったこと。
 - 二 著作者が当該未管理公表著作物等の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかでないこと。
- ・前項に規定する未管理公表著作物等とは、公表著作物等のうち、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。(著67条の3 第2項)
 - 一 当該公表著作物等に関する著作権について、著作権等管理事業者による管理が行われているもの
 - 二 文化庁長官が定める方法により、当該公表著作物等の利用の可否に係る著作権者の意思を円滑に確認するために必要な情報であって文化庁長官が定めるものの公表がされているもの

1.1.2 著作物等の利用に関する 新たな裁定制度の創設等

利用の可否に係る著作権者等の意思が確認できない著作物等の利用円滑化

- ・著67条の3 第1項の裁定を受けようとする者は、裁定に係る著作物の題号、著作者名その他の当該著作物を特定するために必要な情報、当該著作物の利用方法及び利用期間、補償金の額の裁定の基礎となるべき事項その他文部科学省令で定める事項を記載した申請書に、次に掲げる資料を添えて、これを文化庁長官に提出しなければならない。（著67条の3 第3項）
 - 一 当該著作物が未管理公表著作物等であることを疎明する資料
 - 二 著67条の3 第1項各号に該当することを疎明する資料
 - 三 前号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める資料
- ・裁定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。（著67条の3 第4項）
 - 一 当該裁定に係る著作物の利用方法
 - 二 当該裁定に係る著作物を利用することができる期間
 - 三 前二号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める事項
- ・前項第二号の期間は、第3項の申請書に記載された利用期間の範囲内かつ3年を限度としなければならない。（著67条の3 第5項）

1.1.3 著作物等の利用に関する 新たな裁定制度の創設等

利用の可否に係る著作権者等の意思が確認できない著作物等の利用円滑化

- ・裁定に係る著作物の著作権者が、当該著作物の著作権の管理を著作権等管理事業者に委託すること、当該著作物の利用に関する協議の求めを受け付けるための連絡先その他の情報を公表することその他の当該著作物の利用に関し当該裁定を受けた者からの協議の求めを受け付けるために必要な措置を講じた場合には、文化庁長官は、当該著作権者の請求により、当該裁定を取り消すことができる。この場合において、文化庁長官は、あらかじめ当該裁定を受けた者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。（著67条の3 第7項）
- ・文化庁長官は、著67条の3 第7項の規定により裁定を取り消したときは、その旨及び著67条の3 第9項に規定する取消時補償金相当額その他の文部科学省令で定める事項を当該裁定を受けた者及び著67条の3 第7項の著作権者に通知しなければならない。（著67条の3 第8項）
- ・著67条の3 第8項に規定する場合においては、著作権者は、著67条の3 第1項の補償金を受ける権利に関し著67条の3 第1項の規定により供託された補償金の額のうち、当該裁定のあった日からその取消しの処分があった日の前日までの期間に対応する額（取消時補償金相当額）について弁済を受けることができる。（著67条の3 第9項）

1.1.4 著作物等の利用に関する 新たな裁定制度の創設等

利用の可否に係る著作権者等の意思が確認できない著作物等の利用円滑化

- ・著67条の3 第8項に規定する場合においては、第1項の補償金を供託した者は、当該補償金の額のうち、取消時補償金相当額を超える額を取り戻すことができる。(著67条の3 第10項)
- ・国等が著67条の3 第1項の規定により未管理公表著作物等を利用しようとするときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による供託を要しない。この場合において、国等は、著作権者から請求があったときは、同項の規定により文化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支払わなければならない。(著67条の3 第11項)

1.2.1 著作物等の利用に関する 新たな裁定制度の創設等

窓口組織（民間機関）による新たな制度等の事務の実施による手続の簡素化

- ・文化庁長官は、その登録を受けた者（登録確認機関）に著67条の3 第1項の規定による裁定及び補償金の額の決定に係る事務のうち次に掲げるもの（確認等事務）を行わせることができる。（著104条の33 第1項）
 - 一 当該裁定の申請に係る著作物等が未管理公表著作物等に該当するか否か及び当該裁定の申請をした者が著67条の3 第1項第1号に該当するか否かの確認（要件確認）に関する事務
 - 二 著67条の3 第1項の通常の使用料の額に相当する額の算出（使用料相当額）に関する事務
- ・文化庁長官は、著104条の33 第1項の規定により登録確認機関に確認等事務を行わせるときは、確認等事務を行わないものとする。この場合において、文化庁長官は、登録確認機関が著104条の33 第3項の規定により送付する書面に記載した要件確認及び使用料相当額算出の結果を考慮して、著67条の3 第1項の規定による裁定及び補償金の額の決定を行わなければならない。（著104条の33 第2項）
- ・登録確認機関は、著67条の3 第1項の裁定の申請を受け付けたときは、要件確認及び使用料相当額算出を行い、文部科学省令で定めるところにより、当該裁定の申請書及び添付資料に当該要件確認及び使用料相当額算出の結果を記載した書面を添付して文化庁長官に送付するものとする。（著104条の33 第3項）

1.2.2 著作物等の利用に関する 新たな裁定制度の創設等

窓口組織（民間機関）による新たな制度等の事務の実施による手続の 簡素化

- ・文化庁長官は、一般社団法人又は一般財団法人であって、著104条の20に規定する業務（補償金管理業務）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、全国を通じて一個に限り、補償金管理業務を行う者として指定することができる。（著104条の18）
- ・指定補償金管理機関は、次に掲げる業務を行うものとする。（著104条の20）
 - 一 著104条の21 第1項及び第2項の規定により支払われる補償金の受領に関する業務
 - 二 著104条の21 第3項の規定により読み替えて適用する著67条の2 第1項及び第5項の規定により支払われる補償金及び担保金の受領に関する業務
 - 三 前二号の規定により受領した補償金及び担保金に関する業務
 - 四 著104条の21 第3項の規定により読み替えて適用する著67条の2 第8項及び著104条の21 第4項の規定による著作権者及び著作隣接権者に対する支払に関する業務
 - 五 著104条の22 第1項に規定する著作物等保護利用円滑化事業に関する業務

1.2.2 著作物等の利用に関する 新たな裁定制度の創設等

窓口組織（民間機関）による新たな制度等の事務の実施による手続の簡素化

- ・著67条2項及び著67条の3 第11項の規定は、指定補償金管理機関が補償金管理業務を行う場合には適用しない。（著104条の21 第1項）
- ・指定補償金管理機関が補償金管理業務を行うときは、著67条1項及び著67条の3 第1項の規定により補償金を供託することとされた者は、これらの規定にかかわらず、当該補償金を指定補償金管理機関に支払うものとする。この場合において、著67条7項並びに著67条の3 第9項及び第10項の規定の適用については、著67条7項中「申請者」とあるのは「申請者及び著104条の19 第5項に規定する指定補償金管理機関」と、著67条の3 第9項中「第1項の補償金を受ける権利に関し同項の規定により供託された」とあるのは、「著104条の21 第1項及び第2項の規定により指定補償金管理機関に支払われた」と、著67条の3 第10項中「供託した」とあるのは「指定補償金管理機関に支払った」とする。（著104条の21 第2項）

2.1 立法・行政における著作物等の 公衆送信等を可能とする措置

立法又は行政の内部資料についてのクラウド利用等の公衆送信等

- ・著作物は、立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製し、又は当該内部資料を利用する者との間で公衆送信を行い、若しくは受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及びその複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。（著42条）

2.2.1 立法・行政における著作物等の 公衆送信等を可能とする措置

特許審査等の行政手続等のための公衆送信等

- ・著作物は、裁判手続及び行政審判手続のために必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。（著41条の2 第1項）
- ・著作物は、特許法その他政令で定める法律の規定による行政審判手続であって、電磁的記録を用いて行い、又は映像若しくは音声の送受信を伴って行うもののために必要と認められる限度において、公衆送信を行い、又は受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。（著41条の2 第2項）

2.2.2 立法・行政における著作物等の 公衆送信等を可能とする措置

特許審査等の行政手続等のための公衆送信等

- ・著作物は、次に掲げる手続のために必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。（著42条の2 第1項）
 - 一 行政庁の行う特許、意匠若しくは商標に関する審査、実用新案に関する技術的な評価又は国際出願に関する国際調査若しくは国際予備審査に関する手続
 - 二 行政庁の行う品種に関する審査又は登録品種に関する調査に関する手続
 - 三 行政庁の行う特定農林水産物等についての特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第6条の登録又は外国の特定農林水産物等についての同法第23条1項の指定に関する手続
 - 四 行政庁若しくは独立行政法人の行う薬事に関する審査若しくは調査又は行政庁若しくは独立行政法人に対する薬事に関する報告に関する手続
 - 五 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令に定める手続
- ・著作物は、電磁的記録を用いて行い、又は映像若しくは音声の送受信を伴って行う前項各号に掲げる手続のために必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、公衆送信を行い、又は受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。（著42条の2 第2項）

2.3.1 海賊版被害等の実効的救済を 図るための損害賠償額の算定方法の見直し

侵害品の譲渡等数量に基づく算定に係るライセンス料相当額の認定

- ・著作権者等が故意又は過失により自己の著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者（侵害者）に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、侵害者がその侵害の行為によって作成された物（侵害組成物）を譲渡し、又はその侵害の行為を組成する公衆送信（侵害組成物公衆送信）を行ったときは、次の各号に掲げる額の合計額を、著作権者等が受けた損害の額とすることができる。（著114条 第1項）
 - 一 譲渡等数量のうち販売等相応数量を超えない部分に、著作権者等がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数当たりの利益の額を乗じて得た額
 - 二 譲渡等数量のうち販売等相応数量を超える数量又は特定数量がある場合におけるこれらの数量に応じた当該著作権、出版権又は著作隣接権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額

2024年1月1日施行

2.3.2 海賊版被害等の実効的救済を 図るための損害賠償額の算定方法の見直し

ライセンス料相当額の考慮要素の明確化

- ・裁判所は、第1項第2号及び第3項に規定する著作権、出版権又は著作隣接権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額を認定するに当たっては、著作権者等が、自己の著作権、出版権又は著作隣接権の侵害があったことを前提として当該著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者との間でこれらの権利の行使の対価について合意をすることとしたならば、当該著作権者等が得ることとなるその対価を考慮することができる。(著114条 第2項)